

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前 改 正 後

(前 略)

附 則

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、大学院文学研究科に係る部分は、同日から施行し、同日以後に雇用される者及び公募に基づいて配置換する者について適用する。
- 改正後の別表第1の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に改正前の同表の規定に基づき任期を定めて雇用されている大学院法学研究科の教員が施行の日に配置換となった場合の任期及び再任の可否並びに任期の末日は、なお従前の例による。

別表第1

部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)					
大学院法学研究科	法政理論専攻			(略)	
	法曹養成専攻			(略)	
	附属法政実務交流センター 法科大学院準備部門	教授 准教授 講師	3年 ただし、再任の場合 にあつては2年	可 ただし、3回 限り	
	附属法政実務交流センター 国際・渉外部門	教授 准教授 講師 助手	3年 ただし、再任の場合 にあつては2年	可 ただし、1回 限り	
(略)					

別表第1

部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(同 左)					
大学院法学研究科	法政理論専攻			(同 左)	
	法曹養成専攻			(同 左)	
	附属法政策共同研究センター 政策実務教育支援セクション			(同 左)	
(同 左)					

別表第2

部局名	教育研究組織の名称	任期	再任の可否	備考
(略)				
大学院文学研究科	文献文化学専攻 思想文化学専攻 歴史文化学専攻 (歴史文化学講座 日本史学専修 古文書室を除く。) 行動文化学専攻 現代文化学専攻 京都大学・ハイデルベルク大学	2年 ただし、再任 の場合にあ つては1年	可	

別表第2

部局名	教育研究組織の名称	任期	再任の可否	備考
(同 左)				
大学院文学研究科	文献文化学専攻 思想文化学専攻 歴史文化学専攻 (歴史文化学講座 日本史学専修 古文書室を除く。) 行動文化学専攻 現代文化学専攻 京都大学・ハイデルベルク大学	(同 左)	可 ただし、1回 限り	

改正前				改正後			
	国際連携文化越境専攻			国際連携文化越境専攻 附属文化遺産学 ・人文知連携センター			
(略)				(同 左)			

別表第3

部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)						
大学院医学研究科	人間健康科学系専攻	人間健康教育研究若手人材育成プロジェクト	助教	5年	否	
(略)						
大学院生命科学研究所	大学院生命科学研究所	システム生物学プロジェクト	准教授	3年 ただし、平成30年4月2日から平成33年3月31日までに任用される場合の任期は平成33年3月31日までとする。	否	
		先端的生命科学推進プロジェクト		(略)		
(略)						
化学研究所	化学研究所	新分野開拓プロジェクト		(略)		
	環境物質化学研究系	微量重金属断面診断プロジェクト	助教	3年 ただし、平成30年4月2日から平成33年3月31日までに任	否	

別表第3

部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(同 左)						
大学院医学研究科	人間健康科学系専攻	人間健康教育研究若手人材育成プロジェクト	講師 助教		(同 左)	
(同 左)						
大学院生命科学研究所	大学院生命科学研究所					
		先端的生命科学推進プロジェクト			(同 左)	
(同 左)						
化学研究所	化学研究所	新分野開拓プロジェクト			(同 左)	

改正前						改正後					
				用される場 合の任期 は、平成 33年3月 31日まで とする。							
(略)						(同 左)					
別紙様式 (略)						別紙様式 (別 添)					

別紙様式

同 意 書

年 月 日

京都大学総長 殿

(氏 名)

私は、京都大学〇〇〇〇(注)に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)第5条第1項及び京都大学教員の任期に関する規程第2条の規定に基づき、下記のと通りの任期により雇用されるものであることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで

注：教育研究組織及び職を記入する。